

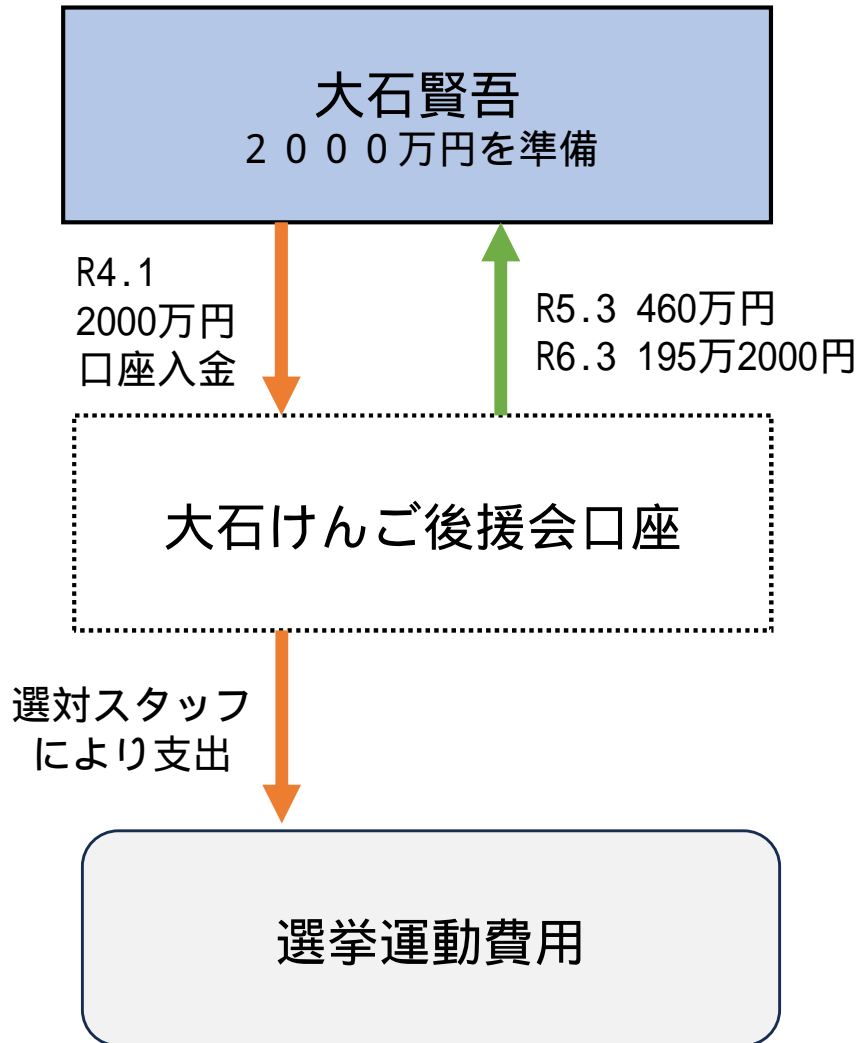
会見用資料

2025年3月13日(木)

目次

1. 2000万円が二重計上となった経緯について
 - ①報告書や契約書などの日付がバラバラになっていること
 - ②選挙コンサルタントに対して、どのような経緯で相談したのか
 - ③令和4年の後援会収支報告書作成時、選挙コンサルタントから「架空にする」との指示があったのか
 - ④選挙管理委員会から不適正な助言があったのか
 - ⑤二重で計上されていることに気づく場面があったのではないか
2. 後援会から出金された約460万円について
3. 資金管理にかかる今後の対応について
4. 政務公務の整理について

2000万円について



時系列

R4.3.7 選挙運動費用収支報告書提出
2000万円につき、**自己資金**と記載 **正**
(公務多忙のため、記載内容確認不十分)

知事選から数か月後、選挙コンサルから「後援会への貸付との処理可能。法令にも抵触しない」旨の助言を受け、選挙運動費用収支報告書の記載()を認識しないまま、**貸付**として処理することとする
金銭消費貸借契約書作成 **誤**

R4.6.8 資産等報告書提出
貸付金として2000万円記載 **誤**

R5.3.31 後援会R4収支報告書提出
大石賢吾からの借入金として2000万円記載 **誤**

R5.3 後援会から大石賢吾に460万円支払 **誤**
R6.3 後援会から大石賢吾に195万2000円支払

R6.6以降、弁護士から「知事選当時に後援会への貸付の認識がなかった以上、貸付との処理は実態に即しない」との指摘



- 1 R6.7下旬 後援会に655万2000円全額返金
- 2 R6.8.2 後援会R4収支報告書訂正
借入金2000万円の記載削除 **正**
- 3 R6.8.2 資産等報告書訂正
貸付金2000万円の記載削除 **正**

2000万円にかかる日付について

選挙運動費用収支報告書

令和4年1月5日 **誤**

2000万円の入金に先立ち、1月6日と7日に選挙事務所費（立替）の支出が存在したため、便宜上、「5日」と記載。立替は、24日、2000万円から返金。



1. 1月5日を「1月14日」に訂正
2. 1月6日に「87万5000円」の「自己資金」を追記
3. 1月7日に「69万2264円」の「自己資金」を追記

金銭消費貸借契約書

令和4年1月12日 **誤**

契約書を作成した際、融資を受けた日付を誤ってと記載。契約書は、令和4年7月22日ごろ作成。



令和6年8月2日、二重計上となっていた事実に基づき、収支報告書から削除訂正済み。貸借の事実はなく、契約書は無効であるため、訂正の対応の必要はない。

後援会口座（融資の入金）

令和4年1月14日 **正**